

Title	デザイン理論 2号 会則/奥付
Author(s)	
Citation	デザイン理論. 2 P.103-P.105
Issue Date	1963-11-11
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/52448">http://hdl.handle.net/11094/52448</a>
DOI	
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# ———— 関西意匠学会会則 ————

## 第1章 総 則

第1条 本会を関西意匠学会と称する。

第2条 本会の事務所を当分の間、京都学芸大学構成研究室に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は意匠に関する会員相互の研究により、意匠学の進展を図ることを、目的とする。

第4条 本会は次の事業を行うことができる。

1. 各種研究会の開催。
2. 機関誌その他の編集又は発行。
3. 意匠に関する研究者共同の便宜、利益を図るための諸活動、及び諸事業。
4. その他本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は正会員、法人会員、賛助会員とする。

1. 正会員 意匠各部門の研究又は従事者であり、会費を納入する者。
2. 法人会員 法人又は団体の名において、本会の事業に参加する者。当該法人に所属する職員五名以内が、本会主催の諸集会、各種研究会に出席することができる。
3. 賛助会員 本会の事業に賛同する後援者。

## 第4章 役 員

第6条 本会に左の役員を置く。

会 長 一 名  
委 員 若 干 名  
幹 事 若 干 名

第7条 会長は委員の推薦による。

第8条 委員及び幹事は正会員中より選出し、委員の互選により委員長一名を定める。

第9条 委員会は本会運営の方策を協議し、幹事は運営の事務を担当する。

第10条 役員の任期は二年とする。但し、再選を妨げない。

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は委員会が推薦し、会長がこれを委嘱する。

## 第5章 会 議

第12条 会議は総会及び委員会とする。

総会は年一回これを開く。別に委員会が必要と認めた場合、又は、正会員総数の三分の二以上の要求ある時これを開く。

第13条 総会の決議により会則を変更することができる。

## 第6章 会 計

第14条 本会の経費は会費及び補助費その他を以ってこれに当てる。

第15条 本会の会計は四月一日より始まり翌年三月三十一日に終る。

第16条 会費は総会において決定する。

正 会 員 年 額 800円

法 人 会 員 一 口 3,000円

賛 助 会 員 委 員 会 が こ れ を 定 め る。

(一口 年 10,000円)

— 編 集 後 記 —

- 編集には主として、元井、向井、城、榊原、北根、伊藤が当たった。広告の取材にいつも乍ら林氏の協力が有難い。
- 一年に二回の発刊の公約がかくも見事に狂うと、編集陣はノイローゼを乗り越えて、解散をして世論を世に問いたい。
- こんなとき、最後にピンチヒッターとなって下さった、山崎氏、中村氏が神様、仏様に見える。厚く感謝の意を表します。
- 内容は固い理論が多すぎるとる声を聞いたので、もう少し、やわらかく、実技面にも力を注ぐべく、努力したが、まだもの足りない所があるかと思うが御辛捧願いたい。
- ともかくも、オリジナル原稿で、第2号が出せたことは、会員諸氏のお蔭だと感謝しております。
- 最後に、レイアウト、印刷を引き受けてくれた、萬年社の北根氏に感激!!

(中西記)

---

デザイン理論 第2号

1963年11月11日 発行 —非売品—

編集発行

関西意匠学会誌編集委員会

京都市東山区今熊野京都市立美術大学芸術学研究室内

元 井 能

印 刷

株式会社 萬年社印刷部

---